

# 共済年金 だより

No.101

平成23年5月発行

国家公務員共済組合連合会

この度の東北地方太平洋沖地震において被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。  
被災地が一日も早く復興することをお祈り申し上げます。

## < 重要 >

主  
な  
記  
事

年金額の改定について .....	2・3頁
「年金支払通知書」各欄の見方 .....	4頁
平成23年度全国年金相談開催案内 .....	5頁
民間会社などへ再就職した方へ 平成23年4月から年金の一部支給停止額が変更になります .....	6・7頁
読者のひろば・お問い合わせ先 .....	8頁



「白馬村田植え前」長野県北安曇郡白馬村 山口喜代司（神奈川県）

# 年金額の改定について

平成23年度の年金額は0.4%の減額改定となります

## 今回の改定について

総務省発表の全国消費者物価指数によりますと、平成22年の物価は、前回減額改定が行われた平成18年の前年である17年に比べて0.4%の下落となりました。このような場合には、法律の規定により、本年4月から年金額が0.4%減額改定されることとなります。

## 改定後の年金額の通知について

改定後の年金額は、本年6月定期支給期分(4月分、5月分)から反映されることとなりますが、このことについては、「年金額改定通知書」と「年金支払通知書」を併記したお知らせを6月中旬にお届けする予定にしております。

## 現在の年金額について

現在の年金は、平成11年から13年にかけて物価が1.7%下落した時に年金額を据え置いたため、本来の水準よりも高い水準の年金額(特例水準の年金額)で支払われています。

特例水準の年金額は、物価が上昇しても据え置かれますが、物価が前回減額改定が行われた平成18年の前年の水準を下回った場合には、その分引き下げられることになっています。

今回は、平成22年の物価が平成18年の前年の水準に比べて0.4%下回るようになったために特例水準の年金額が0.4%減額改定されることになりました。

なお、法律上本来想定されている年金額(本来水準の年金額)が物価や賃金の上昇により特例水準の年金額を上回るようになったときには、本来水準の年金額が支払われることとなります。

## 物価と年金額改定の状況

適用年度	物 価 変 動 率	改定の状況
平成18年度	▲ 0.3% (16年~17年)	減額改定 (▲ 0.3%)
平成19年度	0.3% (17年~18年)	改定なし
平成20年度	0.0% (18年~19年)	改定なし
平成21年度	1.4% (19年~20年)	改定なし
平成22年度	▲ 1.4% (20年~21年)	改定なし
平成23年度	▲ 0.7% (21年~22年)	減額改定 (▲ 0.4%)

## 改定後の年金額等(概要)

### 1.「加給年金額」、「妻加算額(中高齢寡婦加算額)」の引下げ

区 分		受給者の生年月日	改定前	改定後
退職共済年金の 加給年金額	配偶者	～昭9.4.1	227,900円	227,000円
		昭9.4.2～15.4.1	261,500円	260,500円
		15.4.2～16.4.1	295,200円	294,000円
		16.4.2～17.4.1	328,900円	327,600円
		17.4.2～18.4.1	362,500円	361,000円
		18.4.2～	396,000円	394,500円
	子(注)	2人まで1人につき	227,900円	227,000円
		3人目から1人につき	75,900円	75,600円
障害共済年金の加給年金額(配偶者)			227,900円	227,000円
遺族共済年金の妻加算額(中高齢寡婦加算額)			594,200円	591,700円

(注) 18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、または20歳未満の障害状態にある子を行います。

### 2.最低保障額の引下げ

区 分	障害程度	改定前	改定後
公務等による 障害共済年金 <最低保障額>	1級	4,212,500円	4,195,300円
	2級	2,601,800円	2,591,200円
	3級	2,354,100円	2,344,500円
公務等による遺族共済年金<最低保障額>		1,053,100円	1,048,800円

### 3.改定後の年金額の計算例

退職共済年金の一般例	旧改定率0.985 ⇒ 新改定率0.981
① 定額 定額単価(月額)×組合員期間× <u>0.981</u> ② 厚生年金相当額(①+②) ①平均標準報酬月額×給付乗率×平成15年3月以前の組合員期間×1.031× <u>0.981</u> ②平均標準報酬額×給付乗率×平成15年4月以後の組合員期間×1.031× <u>0.981</u> ③ 職域加算額(①+②) ①平均標準報酬月額×給付乗率×平成15年3月以前の組合員期間×1.031× <u>0.981</u> ②平均標準報酬額×給付乗率×平成15年4月以後の組合員期間×1.031× <u>0.981</u> ④ 加給年金額(組合員期間20年以上で加算対象者がいる場合。上記1の表を参照) ①+②+③(+④)=改定後の年金額	

(注) 今回の物価下落分は0.4%ですが、実際の改定後の年金額の計算は、上記3の方法によるため、改定前の年金額そのものをマイナス0.4%した金額とは必ずしも一致しません。



# 「年金支払通知書」各欄の見方

平成23年4月からの年金額の改定は、本年6月定期支給期分から反映されることになり6月中旬に「年金額改定通知書」と「年金支払通知書」を併記したお知らせをお届けする予定にしています。

お届けする「年金支払通知書」の各欄では6月定期支給期以降1年間(平成24年4月定期支給期まで)の各支給期の支払額等をお知らせすることとしています。そのうち、平成24年4月支給期分まで表示されていない方や年金の支給額が変更となる方は、それぞれの要件に応じた定期支給期の前に改めて「年金支払通知書」をお送りします。

「年金支払通知書」各欄に掲載された額は、つぎのとおりとなります。

## ①「支給額」欄

支給年金額の2か月分が各定期支給で支払われます。年金は後払いとなるため、各定期支給で支払われるのは次の表のように前月分と前々月分となります。

定期支給月	6月	8月	10月	12月	※2月	4月
対象月	4月分	6月分	8月分	10月分	12月分	2月分
	5月分	7月分	9月分	11月分	1月分	3月分

※2月定期支給では、23年4月から12月の各定期支給額に1円未満の端数があった場合に、その端数を合算して送金することとしています。

## ②「社会保険料額」欄

介護保険料、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料が年金から徴収される方は、その合計金額が表示されます。

(注)市区町村からの依頼により65歳以上の年金受給者の方の年金から徴収されます。

(日本年金機構から老齢基礎年金等を受給されている方は除きます。)

## ③「所得税額」欄

所得税額の表示がある方は、年金に対する所得税が源泉徴収されます。

遺族(共済)年金、障害(共済)年金は、所得税がかかりません。

## ④「個人住民税額」欄

個人住民税が年金から徴収される方は、その金額が表示されます。

(注)市区町村からの依頼により65歳以上の年金受給者の方の年金から徴収されます。

(遺族(共済)年金、障害(共済)年金及び日本年金機構から老齢基礎年金等を受給されている方は除きます。)

## ⑤「差引支払額」欄

支給額から社会保険料額、所得税額、個人住民税額や控除額を差し引いた金額を表示しています。この金額が指定された口座に振り込まれます。

(注)控除額…過払額などがある方については、その金額が表示されます。

★この年金支払通知書によってお知らせした内容に変更があるときは、そのつど年金支払通知書を送付いたします。

# 全国年金相談開催案内

連合会では、年金受給者の皆様や組合員の方を対象に、年金に関する様々なご相談に応じるため、東京に年金相談室を常設しているほかに全国各地で年金相談会を開催しております。

平成23年度の年金相談会につきましては、全国33地区で開催いたします。(開催日程は別表のとおりです。)

**各会場とも開催地ごとの予約制となっております。年金相談の予約については、開催日の1週間前まで受け付けておりますが、相談会場等の都合により定員になり次第締め切らせていただく場合もあります。**

なお、開催案内につきましては、当会のホームページにも掲載しております。

また、諸事情により開催日程等が変更となる場合もありますのでご承知おきください。変更となった場合は、変更後の開催日程等を当会のホームページに掲載いたします。

## ■別表 平成23年度 年金相談開催日程

開催地	開催日	開催会場	開催地	開催日	開催会場
青森市	6月17日(金)	アップルパレス青森	福岡市	10月21日(金)	KKRホテル博多
山形市	6月24日(金)	ホテルサンルート山形	松山市	10月21日(金)	エスポワール愛媛文教会館
福島市	7月15日(金)	杉妻会館	広島市	10月28日(金)	KKRホテル広島
新潟市	7月22日(金)	新潟会館	大阪市	10月28日(金)	KKRホテル大阪
長野市	7月29日(金)	サンパルテ山王	山口市	11月2日(水)	セントコア山口
静岡市	8月5日(金)	もくせい会館	京都市	11月11日(金)	KKR京都くに荘
和歌山市	8月26日(金)	シティイン和歌山	熊本市	11月11日(金)	KKRホテル熊本
福井市	9月2日(金)	エースイン福井	那覇市	11月18日(金)	ホテルサザンプラザ海邦
鳥取市	9月9日(金)	白兔会館	鹿児島市	11月18日(金)	KKR鹿児島敬天閣
高知市	9月30日(金)	高知共済会館	宮崎市	11月25日(金)	ひまわり荘
金沢市	10月7日(金)	KKRホテル金沢	神戸市	12月2日(金)	パレス神戸
高松市	10月7日(金)	ホテルルポール讃岐	宇都宮市	12月9日(金)	ホテルサンシャイン
旭川市	10月7日(金)	ワシントンホテル旭川	横浜市	12月16日(金)	KKRポートヒル横浜
札幌市	10月14日(金)	KKRホテル札幌	千葉市	1月13日(金)	ホテルサンシティ千葉
名古屋市	10月14日(金)	KKRホテル名古屋	さいたま市	1月20日(金)	ホテルプリランテ武蔵野
盛岡市	10月20日(木)	エスポワールいわて	水戸市	1月27日(金)	ホテルレイクビュー水戸
仙台市	10月21日(金)	KKRホテル仙台			

## 連絡事項 (年金相談をご予約される前に必ずお読みください。)

### ◎年金相談会への予約方法

1. 電話予約…予約受付専用電話 **03-3265-9708**(土・日・祝日除く)

受付時間 午前10時～12時、午後1時～6時

2. インターネットでの予約…「KKRホームページ(<http://www.kkr.or.jp/>)」

(予約方法)

①「KKRホームページ」の、①「年金等長期給付情報」の「相談案内」を開く

②「相談案内」の項番1の「年金相談・年金見込額試算について」を開く

③「年金相談会の予約をしたい」を開き、案内にしたがって入力

3. 文書での予約…「年金相談予約」と明記し、(1)開催地、開催日、希望時間(午前・午後)(2)氏名(フリガナ)(3)生年月日(4)住所(5)連絡先電話番号(6)年金証書記号番号(7)相談内容を記入して下記宛に

〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会年金部 年金相談室 予約受付係

◎年金相談を予約された皆様には、別途、開催日にあわせてご自宅に相談会の案内を送付させていただきます。

# 民間会社などへ再就職した方へ

## 平成23年4月から年金の一部支給停止額が変更になります

退職共済年金や障害共済年金などの年金を受けている方が、民間会社等に再就職して、「厚生年金保険の被保険者等」(\*)になったときは、就職中の標準報酬月額等に応じて、年金の一部の支給が停止となる場合があります。

(\*)「厚生年金保険の被保険者等」とは、次の①から③の方をいいます。

- ① 厚生年金保険の被保険者及び、70歳以上(ただし、昭和12年4月2日以降生まれの者)で厚生年金保険の適用事業所に勤務している者
- ② 私立学校教職員共済制度の加入者及び、特定教職員等
- ③ 国会議員及び地方議会の議員

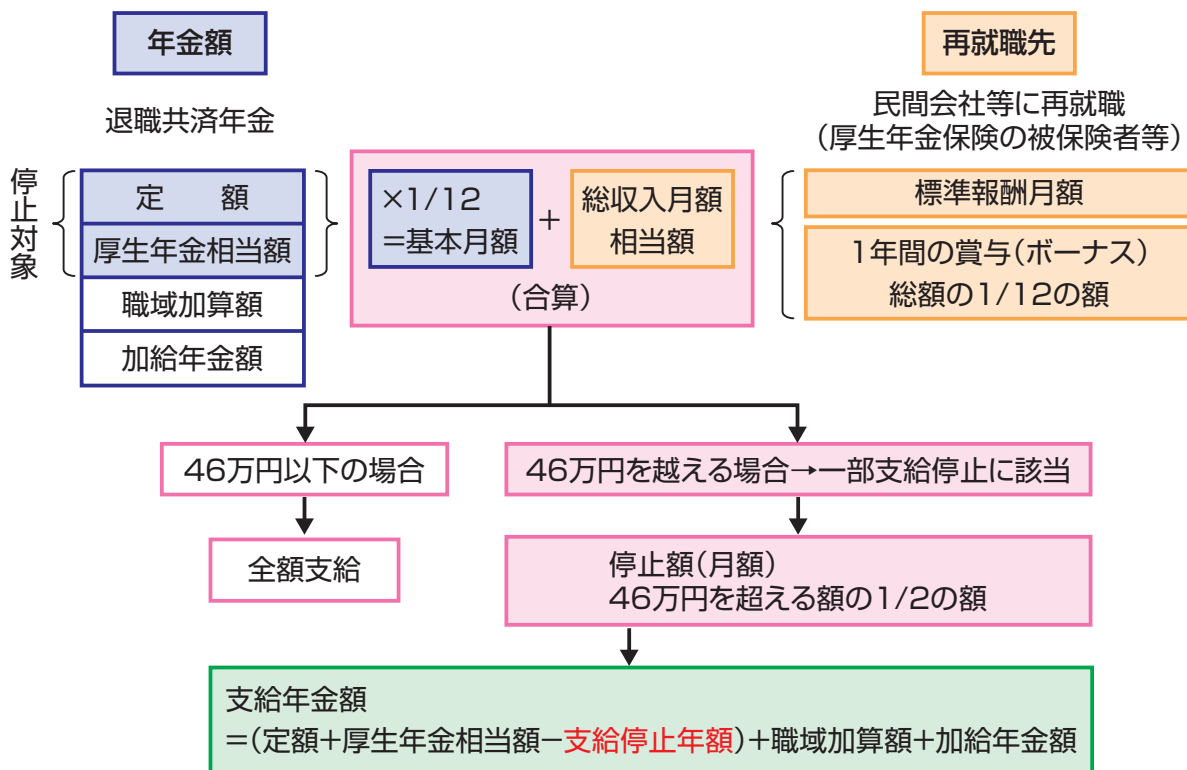
平成23年4月の政令改正により、厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金等の支給停止の計算に使用する支給停止調整額が47万円から46万円に改正されることとなりました。

改正後における年金の一部支給停止額の計算は、次のとおりとなります。

$$\text{年金の支給停止年額} = ((\text{基本月額} + \text{総収入月額相当額}) - 46\text{万円}) \times \frac{1}{2} \times 12$$

(注) 1. 「基本月額」とは、退職共済年金及び障害共済年金の額(職域加算額及び加給年金額を除きます。)の12分の1の額をいいます。

2. 「総収入月額相当額」とは、標準報酬(給与)月額とその月以前1年間の賞与(ボーナス)などの標準期末手当等の額の12分の1の額との合計額をいいます。



# 年金の一部支給停止額の計算比較

## 【事例】

退職共済年金額(年額) 144万円

内	定額	0円
	厚生年金相当額	120万円→停止対象額
訳	職域加算額	24万円
	加給年金額	0円

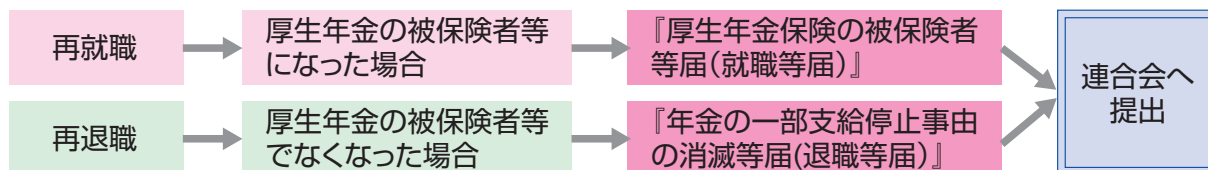
( 変更前 ) 支給停止調整額が47万円	( 変更後 ) 支給停止調整額が46万円
◎基本月額 120万円÷12=10万円	◎基本月額 120万円÷12=10万円
◎総収入月額相当額 30万円*1+(228万円*2÷12)=49万円	◎総収入月額相当額 30万円*1+(228万円*2÷12)=49万円
※1 標準報酬月額	※1 標準報酬月額
※2 過去1年分の賞与の総額	※2 過去1年分の賞与の総額
◎一部停止額計算(月額) (10万円+49万円-47万円)×1/2 =60,000円	◎一部停止額計算(月額) (10万円+49万円-46万円)×1/2 =65,000円

## 変更後の一部支給停止額の通知について

変更された一部支給停止額(年金額)については、本年6月定期支給期分(4月分、5月分)から反映させることとなり、「年金の一部支給停止通知書」により、停止額等を6月上旬にご通知いたします。

※一部支給停止額の再計算を行った結果、一部支給停止に該当しなかった又は従前的一部支給停止額に変更がなかった場合には、「年金の一部支給停止通知書」は、送付いたしません。

### ～手続き～



### ～届出用紙～

年金証書に同封した「届出用紙綴」の中にあります。用紙がない方は、連合会のホームページ(<http://www.kkr.or.jp/>)から取得することができます。(パソコンがない方は、連合会年金部までお電話いただければお送りいたします。)